

移動等円滑化取組計画書
(乗合バス車両)

2024年6月14日

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

・当社が保有する乗合バス車両は、2023年度末時点でノンステップバス導入率は81.6%乗車定員数の多いワンステップバス導入率は17.9%である。今後、全ての車両をノンステップバスに置き換えていく。

・高速道路を走行する車両について、現在、バリアフリー対応車両は2台在籍している。今後、事業計画により新車導入時にはバリアフリー対応バスを検討していく。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項

・新人運転士全員対象に新人運転士訓練においてバリアフリー研修を実施しているが内容を充実させる。その他の運転士に対してもバリアフリーに関する教習適宜実施してし、内容を充実させる。

・指導教育実施者の運行管理者、補助者に対しては順次、国土交通省が定める「交通事業者向け接遇研修プログラム」に参加させる。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・2024年度、25台導入する。 (内、試験的にフリースペースを設けた車両を2台導入する。)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準小遵守するために必要な措置

対策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
職員等の操作が必要な設備を用いた役務の提供	車椅子固定用装置やスロープ等による必要な役務を行えるよう、職員の教育・訓練を実施する。次世代型電動車椅子対応や大型二人乗りベビーカー対応について教育を行う。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
サポートマネージャー研修	指導教育実施者の運行管理者、補助者に対しては順次、交通エコモ財団主催の「交通サポートマネージャー認定研修」に参加する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内における情報提供	車内行先表示機のモニターの大きさを、22 インチから 27 インチに変更していく。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いす・ベビーカーご利用のお客様に対して、円滑な対応の教育訓練	新人運転士全員対象に新人運転訓練においてバリアフリー研修を実施しているが内容を充実させる。その他の運転士に対しても、適宜バリアフリーに関する教習を実施し、内容を充実させる。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等えお円滑に利用するために必要となる適正な配慮について旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス車内・ホームページ等で告知	当社ホームページにより利用できることを表示する。また、車両用ステッカーにより利用できることを表示する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・お客様からのご意見、ご要望等を車内で共有し取組改善に活用する。 ・管轄路線を運行している区、市、商店会などの自治体の会議に積極的に参加し協力体制を構築する。 ・本社の運輸部をバリアフリーの主管部として推進していく。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
ノンステップバス	・2024 年度は変更予定なし	

V その他計画に関連する事項

記載された事項については、当社事業計画に位置付けられている。

移動等円滑化取組計画書
(貸切バス車両)

2024年6月14日

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 ・当社が保有する貸切バス車両 8 台中、エレベーター付きバスを 1 台導入している。今後、事業計画を基に新車導入時に同種の車両導入を検討していく。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項 ・エレベーター付き車両を利用したことがない利用者のために、乗降方法等についてウェブサイトにて紹介する。 ・エレベーター付き車両の取り扱いについて、適宜、訓練を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
エレベーター付きバス	事業計画を基に新車導入時にエレベーター付きバスの導入を検討していく。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
利用方法の掲載	エレベーター付き車両の取り扱い及び車椅子固定用装置の取り扱いを行えるよう、教育、訓練を実施する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降について介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
利用方法の掲載	エレベーター付き車両を利用したことがない利用者のために、乗降方法等についてウェブサイトで引き続き紹介していく。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
エレベーター付きバスの予約方法の周知	エレベーター付きバスの予約方法についてウェブサイトで引き続き紹介していく。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
訓練の実施	エレベーター付き車両の取り扱いについて、適宜、訓練を実施する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適性な配慮について旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者等用施設のウェブサイト等への適切な表示	当社ホームページによりエレベーター付き車両であり、利用できることを表示する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者を含む団体の予約の利便性を高めるため、ウェブサイトを活用する。 ・エレベーター取り扱い訓練やバリアフリー訓練を定期的実施する。 ・本社の運輸部をバリアフリーの主管部として推進していく。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

<ul style="list-style-type: none"> ・当社ホームページで公表する。

VI その他計画に関連する事項

・記載された事項については、当社事業計画に位置付けられている。